

令和 6年 6月16日
猫 務 庁

ニヤリスト第9=10合併号（創刊10周年記念号）原稿公募について
（投稿の手引）

この度、弊誌は創刊10周年を迎えました。これを記念して次の要領で特別号を刊行します。
みなさまには上記趣旨をご理解いただき、奮って玉稿をお寄せくださいますようお願いいたします。

記

I 対象同人誌の概要

- | | |
|-------------|--|
| (1) 誌名巻号 | ニヤリスト 第9=10合併号 |
| (2) 特集 | 創刊10周年記念号（仮称）※
※特集表題は、変更する場合があります。 |
| (3) 発行 | 猫務庁発行局（サークル名：猫務庁） |
| (4) 申込中の即売会 | コミックマーケット104
（令和6年8月12日（月）・於：東京国際展示場） |
| (5) 発行部数・頒価 | 発行部数・頒価未定 |
| (6) 書店委託の有無 | 未定（委託を行う場合がある） |
| (7) 公募数 | 若干名（応募多数の場合は申請書の内容により選考します） |

II 投稿について

※投稿申請手続きの詳細は次ページ以降の「投稿要領」をご参照ください。

- ・投稿申請・原稿提出締切：令和 6年 7月20日（土）必着

※フォームからの投稿申請と、メールによる原稿提出をもって投稿完了となります。

III 注意事項

- ・応募原稿は、投稿者が自ら創作したものに限ります。
- ・本誌にはISSN（国際標準逐次刊行物番号）が付与されているため**国立国会図書館へ納本します**。納本後は国立国会図書館法の規定に基づいて**一般公衆の利用に供され、恒久的に保存**されます¹。
- ・原稿料の支払いはいたしません。投稿者には本号を1部謹呈いたします。
- ・申請者は**連絡用ML**への加入に同意するものとします。

以上

《本件についての問合せ先》
猫務庁発行局ニヤリスト編集部
E-mail: nyarist@nrnk.jp

¹ 国立国会図書館には毎号2部納本しています。納本後はそれぞれ東京本館及び関西館に所蔵されます。

ニヤリスト第9＝10合併号 投稿要領

1 募集する原稿の区分

- ・法律学又はその周辺領域に関する論説、随筆、判例評釈及び架空官庁関係記事等。
- ※投稿作品は投稿者自身が執筆したものに限りません。また、新規の連載は受け付けません。

2 投稿資格

次の①～④のすべての条件を満たすこと

- ① ニヤリスト投稿規程（別添2参照）に同意すること
- ② 短文投稿サイトにおいて編集者（@nrnk_jp）をフォローしている者
- ③ 論文執筆の作法、適切な引用及び出典明示の方法を理解していること
- ④ 次のいずれかに該当する者
 - (ア) 猫務庁職員として猫務庁公報に有効に登載されている者
 - (イ) 他の架空官庁又は法律系同人団体の構成員
 - (ウ) その他、本誌の趣旨に賛同する者で編集者が認めた者

※前記（ア）（イ）に該当しない場合には編集者宛にお問い合わせください。

3 投稿の申請と採否について

- ・投稿希望者は、申請期限までに**電子申請**により投稿申請書を提出してください。

<https://byoumu.nrnk.jp/news/nyarist09-10/>

※次のいずれかに該当する投稿申請は謝絶します。

- (ア) 投稿資格を欠く者の申請
- (イ) 新規の連載を目的とする申請
- (ウ) その他編集者において掲載を不相当と認める申請

※次に掲げる原稿は提出後であっても掲載を取消します。

- (ア) 提出時点において完成に至らなかったもの
- (イ) 締切日又は制限字数を大幅に超過したもの
- (ウ) 誤字脱字の範囲を超える修正依頼が提出された原稿
- (エ) 投稿申請謝絶の理由に該当するもの

※なお、予定の即売会に参加不可能となった場合の措置については、投稿者宛に通知します。

4 原稿の提出について

4. 1. 原稿の提出方法

・原稿は、nyarist@nrnk.jp宛のメールに添付、又はクラウドストレージにアップロードしてください。

（原稿をメール添付で提出する場合は**圧縮せずに直接メールに添付してください。**）

図表等を別途送付する必要がある場合は外部ストレージを利用してください）

→メールの標題：「ニヤリスト第9＝10号原稿提出」。

- ・原稿のファイル名に執筆者名を明記してください。
- ・原稿は、著者校正とします。必ず**完成原稿を提出**してください。
- ・提出後の原稿修正は認めません。但し、誤字脱字等の明らかな誤りで、軽微・少量の修正は受け付ける場合があります。

4. 2. 原稿作成要領

(ア) 本誌の仕様について

- ・本誌の判型はB5判縦置き、1ページあたり1200字(40字×30行)を標準としています。
- ・各原稿の最初のページは、冒頭5行程度がタイトル・著者名等の表示に使用されます。
- ・組版設定は原稿募集の状況等を踏まえて、予告なく変更する場合があります。

(イ) 提出を受け付けるファイル形式

- ①MS-Word形式(.docx)
 - ②テキストファイル(.txt) のいずれかの形式
- ※一太郎ファイルの形式(.jtd)は受け付けません

(ウ) 標題・副題について

- ・原稿冒頭には必ず標題及び副題を記載してください。
- ・標題及び副題は冗長な表現を避け、簡潔なものにしてください。
- ・副題の前後に記号を付ける場合は「―」(全角ダッシュ)を使用してください。
- ・**作品の標題は30文字を超えないようにしてください。**但し、判例研究の標題は例外とします。

*タイトル例(判例研究を除く)

猫務庁の歴史
―猫務庁公報の記録を手がかりとして―

・判例研究の標題は主題となる判例等の要点を含めて簡潔に記載し、タイトルの後に当該判例の書誌情報を表示してください

*判例研究のタイトル例

所有権の侵害と著作権に基づく差止請求
―顔真卿自書建中告身帖事件―
(最判昭和59年1月20日民集30巻1号1頁)

(エ) 肩書・執筆者名・TwitterID

- ・標題の次に、肩書、執筆者名及びTwitterIDを明記して下さい。
- ・紙幅の都合上、原稿に記載することができる肩書は、申請のあった肩書のうち筆頭のもの1つに限ります。ただし、学位(複数あるときは最高位のもの1つ)及び位階勲等を付記することができます。
- ・肩書は名前に記号脚注(*)を付して原稿1ページ目の脚注冒頭に明記してください。
(プレーンテキストで原稿を提出する場合には、執筆者名に併記してください。)

(オ) 本文・脚注

- ・原稿の最大文字数は、概ね**15,000字**を超えないようにしてください。
- ・図表は一つあたり500字に換算します。
- ・字数制限を大幅に超過した原稿は、提出後であっても不掲載とする場合があります。

[MS-Word形式で原稿を作成される方へ]

- ・フォントは特に必要のない限り、MS明朝としてください。
- ・肩書を除き、脚注番号に記号はつけないでください(組版の際、右肩括弧をつけます)。
- ・原稿中にハイパーリンクを挿入しないでください。
- ・既出の脚注を参照する際は、できる限り相互参照機能を使用してください。

・**ルビを振る場合は**、MS-Wordの機能で挿入して下さい。テキストファイルの場合は、
<ルビ:びょうむちょう>猫務庁</ルビ> のように、適用箇所を指示して下さい。

・**圏点を付す場合**もルビの場合に準じます。但し、MS-Wordの機能にない圏点を付す必要がある場合には、テキストファイルでルビを指示する方法を用いて下さい。

(カ) 図表について

- ・原稿中に図表を用いる方、図画を主たる内容とする作品を投稿される方は、投稿申請書の所定欄に申請時点での使用予定を記載してください。
- ・編集の都合により、**アスキーアート等の文字のみによって直接描画される図表は認めません。**

- ・ 図表を原稿中に用いる場合には、次のいずれかの方法で挿入箇所を指定して下さい。
 - ①画像ファイルを用意し、原稿内で挿入箇所を指示。
 - ②Word で作成した原稿に直接挿入して提出する（作図機能を用いたものは不可）。
 - ③（※表のみ）Excel ファイルを用意し、原稿内で挿入箇所を指示。

5. 献本等

- ・ 申請書の記載に従い、当日会場での引渡し又は郵送を行いません（送料は当庁負担）。
- ・ 郵送を希望される方は、投稿申請書の所定欄に送付先住所・お名前をご記入ください。
- ・ 郵便局留めが可能ですので、ご利用ください。
- ・ 会場受取を選択することにより必要となる費用については一切弁償いたしませんのでご注意ください。
- ・ 献本先として記載された住所氏名は本人の事前の同意なく献本以外の目的に使用いたしません。献本先に関する情報は献本の配達を確認できた時点において破棄します。

6. その他

- ・ 投稿者への連絡は、E-mail のほか、短文投稿サイトの猫務庁公報アカウント (@byoumu_info) を通じても行ないます。
- ・ ご不明な点は編集者までおたずねください。

※本要領はニャリスト投稿規程第4条に基づき編集者が募集毎に定める投稿要領です。

ニヤリスト投稿規程

第1条（目的）

本規程は同人雑誌「ニヤリスト」（以下「本誌」という）の投稿に関して、同人団体猫務庁（以下「猫務庁」という）と投稿者との間に適用される基本的な合意事項を定めることを目的とする。

第2条（編集の方針）

本誌は、「架空の法律と現実の法律を架橋する雑誌」として、法律学及びその周辺領域に関する論考を掲載する。

第3条（投稿資格者）

短文投稿サイトにおいて編集者をフォローし、かつ次のいずれかに該当する者を投稿資格者とする。

- (1) 猫務庁の構成員
- (2) 架空官庁等（猫務庁を除く）の構成員
- (3) その他編集者が認めた者

第4条（投稿要領）

編集者は原稿の募集にあたり、投稿要領を定め、投稿希望者に公表する。

2 本規程と投稿要領の規定が相反するとき、投稿要領の規定を優先して適用する。

第5条（投稿申請と投稿規程等への同意）

本誌に投稿しようとする者は所定の様式に必要な事項を記載の上、編集者に投稿を申請する。

2 投稿者は投稿申請にあたり本規程及び原稿募集毎に定められる投稿要領の規定に同意する。

第6条（著作権）

投稿された原稿の著作権は投稿者に帰属する。但し投稿者は次の事項に同意する。

(1) 当該原稿の全部が投稿申請書に記載された巻号に掲載されかつ頒布されること

(2) 当該原稿の全部が本誌の委託販売申請のため委託先書店に送信されること

(3) 当該原稿の一部が本誌を頒布する際の広告、見本画像等に使用されること

第7条（組版編集）

投稿者は、原稿の配置、分類、見出しの扱いその他組版編集に関する事項を編集者に一任することに同意する。

第8条（原稿料および掲載料）

原則として投稿者に対する原稿料の支払い及び掲載料の徴収は行なわない。

第9条（献本）

猫務庁は投稿者に対して作品が掲載された本誌を若干部謹呈する。

第10条（国立国会図書館への納本）

投稿者は本誌が国立国会図書館に2部納本されること、及び納本後は同館において恒久的に保存され、かつ一般公衆の利用に供されることに同意する。

第11条（反社会的勢力等の排除）

猫務庁及び投稿者は、反社会的勢力若しくはその関係者、同人ゴロ（同人活動を妨害し又は不正の利益を得る目的をもって同人活動に参画する者をいう）、その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力等」という）に該当せず、過去に反社会的勢力等であったことがなく、将来においても反社会的勢力等に該当しないこと及び反社会的勢力等に本誌関係業務を委託しないことを誓約する。

第12条（その他）

本規程及び投稿要領に定めのない事項については編集者と投稿者が協議して決定する。

以上